

令和5年8月1日
株式会社 中国銀行

「スマホ de 遺産整理」の取扱い開始について

中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）では、スマートフォンの操作によりホームページから遺産整理業務（相続手続きの代行サービス）のお申込みができる「スマホ de 遺産整理」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

従来通りの対面型の遺産整理業務に加え、新たなラインナップとしてデジタルチャネルを活用し、お申込みから相続手続きの完了まで非対面でおこなうことのできる商品を新設します。

対面での面談時間がとれない相続人さまや、遠方にお住まいの相続人さまであっても、いつでも、どこでも、当行のホームページからお手続きいただけます。

ちゅうぎんフィナンシャルグループの中期経営計画において、次世代への円滑な資産移転をねらいとした相続ビジネスの営業体制の充実を掲げています。今後もお客さまのニーズにお応えするとともに、充実した商品・サービスの提供に努めてまいります。

業務開始日：令和5年8月1日



※PCでの操作も可能です。

※営業時間外や土日祝日も操作可能です。

※WEB面談をおこなう場合があります。

※お申込みいただける方の詳細はHPをご覧ください。



以上